

新旧対照表「国民健康保険組合における平成 31 年度の予算編成に当たっての留意事項について（通知）」

平成 <u>31</u> 年度	平成 <u>30</u> 年度
<p style="text-align: right;">保国発 1228 第 2 号 平成 30 年 12 月 28 日</p> <p>都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省保険局国民健康保険課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険組合における平成 <u>31</u> 年度の予算編成 に当たっての留意事項について（通知）</p> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険組合の 予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道 府県内の国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いします。</p>	<p style="text-align: right;">保国発 1227 第 4 号 平成 29 年 12 月 27 日</p> <p>都道府県民生主管部（局）長 国民健康保険主管課（部）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省保険局国民健康保険課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険組合における平成 <u>30</u> 年度の予算編成 に当たっての留意事項について（通知）</p> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険組合の 予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道 府県内の国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いします。</p>

第1 国民健康保険制度の改正関係【法令】

国民健康保険制度については、次のような改正等が予定されているので、ご承知  
いただきたい。

- 1 市町村の国民健康保険料(税)の基礎賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額については、現行の 58 万円から 61 万円に 3 万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額については、現行の 19 万円に据え置き、介護納付金賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額は現行の 16 万円に据え置く。
- 2 市町村の国民健康保険料(税)の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の 27.5 万円から 28 万円とすることとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の 50 万円から 51 万円とする(平成 31 年4月1日から実施)。

(削除)

(削除)

第1 国民健康保険制度の改正関係【法令】

国民健康保険制度については、次のような改正等が予定されているので、予算編  
成等に適切に対処されたいこと。

- 1 市町村の国民健康保険料(税)の基礎賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額については、現行の 54 万円から 58 万円に 4 万円引き上げ、後期高齢者支援金等賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額については、現行の 19 万円に据え置き、介護納付金賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額は現行の 16 万円に据え置く。
- 2 市町村の国民健康保険料(税)の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の 27 万円から 27.5 万円とすることとし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の 49 万円から 50 万円とする(平成 30 年4月1日から実施)。

- 3 70歳以上の現役並み所得区分の被保険者に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額については、下表の通り同一の所得基準により区分する(平成30年8月1日から実施)。

(表は省略)

- 4 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費(光熱水費相当額)について、医療の必要性の低い者と医療の必要性の高い者のいずれにおいても1日当たり一律370円とする。ただし、難病患者については、0円で据え置く予定である(平成30年4月1日から実施)。

第2 国民健康保険組合における予算編成の留意事項

1 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出及び国庫支出金等を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成 30 年度の財政収支に赤字が見込まれる国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）にあっては、赤字解消計画等を作成し、これに基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（エ）により算定した額を計上されたいこと。

（別紙のVIを参照）

（ア）第 2 の 2 の(1)により算定した保険給付費等の額、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額並びに前期高齢者納付金等の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（

（表は省略）

※3及び4については、平成28年12月22日付け事務連絡「高額療養費制度及び入院時生活療養費の見直し内容について」（同年12月26日発出）を参照のこと。

第2 国民健康保険組合における予算編成の留意事項

1 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出及び国庫支出金等を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成 29 年度の財政収支に赤字が見込まれる国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）にあっては、赤字解消計画等を作成し、これに基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（エ）により算定した額を計上されたいこと。

（別紙のVIを参照）

（ア）第 4 の 1 の(1)により算定した保険給付費等の額、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額並びに前期高齢者納付金等の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（

大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。) 第 3 条第 1 項第 8 号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって 300 人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。) に保険給付割合 (高額療養費給付率を含む。) を乗じて得た額の 16.8~32/100 (平成 9 年 9 月 1 日以降に健保法第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、13.0/100。) を乗じて得た額に相当する額。

(注) 乗じる率については国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に掲げる割合 (第 11 表: 補助率一覧) を参考とすること。

(イ) 第 2 の 2 の (1) により算定した後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額、前期高齢者納付金等の額並びに介護納付金の額 (健保法第 3 条第 1 項第 8 号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者に係る後期高齢者支援金等の額並びに同国保組合の被保険者であって 300 人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る前期高齢者納付金等の額、病床転換支援金等の額、老人保健医療費拠出金 (精算額) 及び介護納付金の額に相当する額を除く) の 16.8~32/100 (平成 9 年 9 月 1 日以降に健保法第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額前期高齢者納付金等の額、並びに介護納付金に対する補助率については、0~16.4/100。) を乗じて得た額に相当する額。

(注) 乗じる率については国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に掲げる割合 (第 11 表: 補助率一覧) を参考とすること。

大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。) 第 3 条第 1 項第 8 号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって 300 人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。) に保険給付割合 (高額療養費給付率を含む。) を乗じて得た額の 20.6~32/100 (平成 9 年 9 月 1 日以降に健保法第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、13.0/100。) を乗じて得た額に相当する額。

(注) 乗じる率については国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に掲げる割合 (第 11 表: 補助率一覧) を参考とすること。

(イ) 第 4 の 1 の (1) により算定した後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額、前期高齢者納付金等の額、並びに介護納付金の額 (健保法第 3 条第 1 項第 8 号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者に係る後期高齢者支援金等の額並びに同国保組合の被保険者であって 300 人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る前期高齢者納付金等の額、病床転換支援金等の額、老人保健医療費拠出金 (精算額) 及び介護納付金の額に相当する額を除く) の 20.6~32/100 (平成 9 年 9 月 1 日以降に健保法第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額、前期高齢者納付金等の額、並びに介護納付金に対する補助率については、0~16.4/100。) を乗じて得た額に相当する額。

(注) 乗じる率については国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に掲げる割合 (第 11 表: 補助率一覧) を参考とすること。

(ウ) 組合普通調整補助金

組合普通調整補助金については、調整対象需要額と調整対象収入額の差額とし、次の点に留意し適正な額を計上すること。

- ① 調整対象収入額は、平成 29 年度の調整対象収入額の算定に用いる係数及び市町村民税課税標準額調査結果における一人当たり市町村民税課税標準額（上限勘案後）（※）によって算定した額を標準とするが、係数の平成 31 年度の確定値は平成 31 年度末頃に決まることになっているため、平成 31 年度予算編成における収支バランスを考慮するに当たっては、十分な余裕を見ておく必要があること。

※市町村民税課税標準額調査結果における一人当たり市町村民税課税標準額（上限勘案後）（以下「市町村民税課税標準額」という。）は、平成 26 年度の調査結果を用いることを基本とするが、平成 27 年度から 29 年度に調査を行った場合は、その調査結果を用いること

- ② 調整対象需要額において控除する療養給付費等補助見込額は、（ア）及び（イ）において算定した額とすること。

(エ) 組合特別調整補助金

平成 30 年度予算に計上した組合特別調整補助金を基準に、以下を考慮したうえで計上されたい。

- ① 定率補助見直しに係る激変緩和措置として、以下の交付を予定していること。

a 組合特定被保険者の割合が少ない組合への激変緩和

(ウ) 組合普通調整補助金

組合普通調整補助金については、調整対象需要額と調整対象収入額の差額とし、次の点に留意し適正な額を計上すること。

- ① 調整対象収入額は、平成 28 年度の調整対象収入額の算定に用いる係数及び市町村民税課税標準額調査結果における一人当たり市町村民税課税標準額（上限勘案後）（※）によって算定した額を標準とするが、係数の平成 30 年度の確定値は平成 30 年度末頃に決まることになっているため、平成 30 年度予算編成における収支バランスを考慮するに当たっては、十分な余裕を見ておく必要があること。

※平成 26 年度の調査結果を用いることを基本とするが、平成 27 年度から 29 年度に調査を行った場合にはその調査結果を用いる。

- ② 調整対象需要額において控除する療養給付費等補助見込額は、（ア）（イ）において算定した額とすること。

(エ) 組合特別調整補助金

平成 29 年度予算に計上した組合特別調整補助金を基準に、以下を考慮したうえで計上すること。

- ① 定率補助見直しに係る激変緩和措置として、以下の交付を予定していること。

(1) 組合特定被保険者の割合が少ない組合への激変緩和

【交付要件】 ※以下の3要件を全て満たす組合

- ・ 定率補助の見直しにより、補助割合が削減された組合
- ・ 平成9年9月以降に加入した組合特定被保険者の割合が30%未満である組合
- ・ **市町村民税**課税標準額が240万円以下の組合が対象（**市町村民税**課税標準額が240万円超である対象所得水準が著しく高い組合は除く）

【算定方法】

定率補助の見直しによる補助の削減額の1/4に相当する額

b 支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が多い組合への激変緩和措置

【交付要件】 ※以下の3要件を全て満たす組合

- ・ 定率補助の見直しにより、補助割合が削減された組合
- ・ 支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が30%以上の組合（繰越金、積立金への繰入等を除く。）
- ・ **市町村民税**課税標準額（上限勘案後）が240万円以下の組合が対象（**市町村民税**課税標準額（上限勘案後）が240万円超である対象所得水準が著しく高い組合は除く）

【算定方法】

定率補助の見直しによる補助の削減額の1/4に相当する額

(削除)

【交付要件】 ※以下の3要件を全て満たす組合

- ・ 定率補助の見直しにより、補助割合が削減された組合
- ・ 平成9年9月以降に加入した組合特定被保険者の割合が30%未満である組合
- ・ 課税標準額（上限勘案後）が240万円以下の組合が対象（課税標準額（上限勘案後）が240万円超である対象所得水準が著しく高い組合は除く）

【算定方法】

定率補助の見直しによる補助の削減額の1/4に相当する額

(2) 支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が多い組合への激変緩和措置

【交付要件】 ※以下の3要件を全て満たす組合

- ・ 定率補助の見直しにより、補助割合が削減された組合
- ・ 支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が30%以上の組合（繰越金、積立金への繰入等を除く。）
- ・ 課税標準額（上限勘案後）が240万円以下の組合が対象（課税標準額（上限勘案後）が240万円超である対象所得水準が著しく高い組合は除く）

【算定方法】

定率補助の見直しによる補助の削減額の1/4に相当する額

(2) 平成29年8月から平成30年8月にかけて実施される70歳以上の外来療養に係る高額療養費の自己負担限度額の見直しに伴うシステム改修費及び周知広報に要した費用（30年度分）については、国の予算の範囲内において平成30年の年間平均被保険者数規模に応じた交付限度額を上限として補助することを見込んでいること。

② 平成 31 年 6 月のデータ標準レイアウト改版に向けた既存システムの改修費用に係る財政支援については、組合特別調整補助金を予定していること。なお、システム改修に必要な仕様書は別途お示しする予定。

イ 事務費負担金

平成 31 年 1 月から 12 月までの平均被保険者数及び介護保険第 2 号被保険者数の見込数を基礎として、国民健康保険の事務費負担金等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「算定省令」という。）によって算出した額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金補助金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を標準とするが、過去の交付額を勘案し、適切な額を計上されたいこと。

30 万円	補助額	出産育児一時金	補助額	出産育児一時金	補助額
30 万円	75,000 円	35 万円	87,500 円	40 万円	100,000 円
31 万円	77,500 円	36 万円	90,000 円	41 万円	102,500 円
32 万円	80,000 円	37 万円	92,500 円	42 万円	105,000 円
33 万円	82,500 円	38 万円	95,000 円		
34 万円	85,000 円	39 万円	97,500 円		

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成 31 年度高額医療費拠出金見込額 × 0.07

(新規)

イ 事務費負担金

平成 30 年 1 月から 12 月までの平均被保険者数及び介護保険第 2 号被保険者数の見込数を基礎として、国民健康保険の事務費負担金等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「算定省令」という。）によって算出した額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金補助金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を標準とするが、過去の交付額を勘案し、適切な額を計上されたいこと。

30 万円	補助額	出産育児一時金	補助額	出産育児一時金	補助額
30 万円	75,000 円	35 万円	87,500 円	40 万円	100,000 円
31 万円	77,500 円	36 万円	90,000 円	41 万円	102,500 円
32 万円	80,000 円	37 万円	92,500 円	42 万円	105,000 円
33 万円	82,500 円	38 万円	95,000 円		
34 万円	85,000 円	39 万円	97,500 円		

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成 30 年度高額医療費拠出金見込額 × 0.05

② 平成 31 年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 1.00

補正率は、平成 27 年度から平成 29 年度までの普通調整補助金の合算額 (ただし、前期高齢者支援金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要した費用の額に係る普通調整補助金を除く。) を平成 27 年度から平成 29 年度までの国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令 (昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。) 第 5 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 項に掲げる額の合算額の見込み額で除して得た割合とする。

#### オ 高額医療費共同事業交付金

平成 31 年度高額医療費共同事業交付金については、平成 30 年 12 月診療分から平成 31 年 11 月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成 31 年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、適切に見込まれたいこと。

#### カ 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導 (以下「特定健診等」という。) の実施に要する費用の 1 / 3 に相当する額を計上されたいこと。

#### キ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

##### (ア) データ標準レイアウト改版 (平成 32 年 6 月) 関係

平成 32 年 6 月から外来年間合算の支給申請における自己負担額証明書の提出を省略できるようにするなど、被保険者の利便性の向上を図ることを予定している。そのため、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携に必要な「データ標準レイアウト」の改版が行われることから、各医療保険者システムの改修が見込まれる。については、国の予算の範囲内において財政支援を予定しており、具体的なシステム改修費用への補助については別途お示しする予定。

② 平成 30 年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 0.68

補正率は、平成 26 年度から平成 28 年度までの普通調整補助金の合算額 (ただし、前期高齢者支援金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要した費用の額に係る普通調整補助金を除く。) を平成 26 年度から平成 28 年度までの国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令 (昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。) 第 5 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 項に掲げる額の合算額の見込み額で除して得た割合とする。

#### オ 高額医療費共同事業交付金

平成 30 年度高額医療費共同事業交付金については、平成 29 年 12 月診療分から平成 30 年 11 月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成 30 年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

#### カ 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の 1 / 3 に相当する額を計上されたいこと。

#### キ 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第 4 の 1 (4) により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、今後の定率補助見直しに係る補助率の引き下げによる影響を勘案したうえで、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

### (イ) オンライン資格確認等業務関係

平成 32 年度から、医療機関及び薬局において、医療保険の加入者（患者）がマイナンバーカード又は被保険者証を提示することにより、当該加入者に係る被保険者資格の有無を確認する仕組み（オンライン資格確認）を導入することを検討している。この仕組みの導入にあたっては、世帯単位の被保険者証記号・番号に個人識別番号（2桁）を追加して個人単位の被保険者番号を付番し、被保険者証に印刷すること等を想定しており、この場合、国保組合におけるシステムの改修が見込まれる。については、国の予算の範囲内において財政支援を予定しており、具体的なシステム改修費用への補助については別途お示しする予定。

### (3) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が第2の2（4）により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、平成 31 年度における定率補助見直しに係る補助率の引き下げによる影響を勘案したうえで、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

## 2 歳出に関する事項

### (1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金

算定に当たっては、過去の医療費の実績や被保険者数の動向等を踏まえるとともに、最近の医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、別表の各種推計表を参照の上、適正な額を計上されたいこと。

### (2) 高額医療費拠出金

一般社団法人全国国民健康保険組合協会に支出する拠出金の算定に当たっ

### ク 社会保障・税番号制度システム整備費補助金

オンライン資格確認の実施に必要な経費（システム改修経費）及び平成 30 年 7 月からの地方税情報等の情報連携に係るシステム改修費用への補助については、別途お示しする予定。

## 2 歳出に関する事項

### (1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金

算定に当たっては、過去の医療費動向実績や被保険者数の動向等を踏まえるとともに、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、別表の各種推計表を参照の上、適正な額を計上されたい。

### (2) 高額医療費拠出金

国保組合が、一般社団法人全国国民健康保険組合協会に拠出金を納付する

ては、高額医療費拠出金と事務費拠出金を見込むものとし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。

#### ア 高額医療費拠出金

平成 31 年度の高額医療費拠出金は、各国保組合の高額医療費拠出金の総額に、当該国保組合の前々年度までの 3 か年度ごとの被保険者の高額医療費に当該国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合算額を各国保組合の前々年度までの 3 か年度ごとの被保険者の高額医療費に各国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額とすること。

また、各年度の組合補正係数については、算定省令第 12 条第 1 項及び同令附則第 2 条の規定により算定した普通調整補助金の額（ただし、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に係る普通調整補助金を除く。）を同令第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる額で除して得た値に組合ごとの補助率を加えたものを 1 から除いたものとする。

#### イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成 29 年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成 30 年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

#### (3) 保健事業費

保健事業費は、特定健診等、医療費適正化対策等を実施することにより、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上並びに財政運営の健全化に資することができる重要な事業経費であることから、以下により必要な経費を計上されたいこと。

特に、平成 30 年度より国保組合における保険者インセンティブ制度が創設されていることから、「平成 30 年度における国民健康保険組合の保険者イン

にあたっては、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。

#### ア 高額医療費拠出金

平成 30 年度の高額医療費拠出金は、各国保組合の高額医療費拠出金の総額に、当該国保組合の前々年度までの 3 か年度ごとの被保険者の高額医療費に当該国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合算額を各国保組合の前々年度までの 3 か年度ごとの被保険者の高額医療費に各国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額とすること。

また、各年度の組合補正係数については、算定省令第 12 条第 1 項及び同令附則第 2 条の規定により算定した普通調整補助金の額（ただし、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に係る普通調整補助金を除く。）を同令第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる額で除して得た値に組合毎の補助率を加えたものを 1 から除いたものとする。

#### イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成 28 年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成 29 年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

#### (3) 保健事業費

保健事業費は、健診や保健指導、医療費適正化対策等を実施することにより、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上並びに財政運営の健全化に資することができる重要な事業経費であることから、以下により必要な経費を計上されたいこと。

特に、平成 30 年度から国民健康保険組合における保険者インセンティブ制度が創設され、「国民健康保険組合における保険者インセンティブの評価指標

センチブについて（平成 30 年 12 月 26 日付け保国発 1226 第 2 号）」を踏まえ、保険者機能を強化する観点から、予防・健康づくりや医療費の適正化等の取組を行う保険者の支援を行うので、留意されたい。

ア 特定健診等については、引き続き実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第 82 条に規定されている特定健診等以外の保健事業についても、「平成 29 年度国民健康保険組合特別調整補助金（保険者機能強化分）の交付基準について」（平成 30 年 1 月 30 日付け保国発 0130 第 2 号）を踏まえ、特定健診等の実施率向上に資する事業を始め、各国保組合の実情に応じた効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費適正化対策については、国保連合会等に委託することを含め、レセプト点検の強化、医療費通知の実施、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の普及啓発、後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カードの作成や後発医薬品を利用した場合の自己負担軽減額の通知などの対策を実施するために必要な経費を計上されたいこと。

#### （4）積立金

##### ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「施行令」という。）第 19 条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

##### イ 給付費等支払準備金

平成 30 年度決算において剰余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第 20 条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国

について（平成 29 年 12 月 21 日付事務連絡）」を踏まえ、医療費適正化への取組等を通じて保険者機能を強化する観点から、保険者として予防・健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う保険者に対し補助金が交付されることとなるので、留意されたい。

ア 特定健診等については、引き続き実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第 82 条に規定されている特定健診等以外の保健事業についても、「平成 28 年度国民健康保険組合特別調整補助金（保険者機能強化分）の交付基準について」（平成 29 年 1 月 27 日付け保国発 0127 第 3 号）を踏まえ、特定健診等の実施率向上に資する事業を始め、各国保組合の実情に応じた効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費適正化対策については、国保連合会等に委託することを含め、レセプト点検の強化、医療費通知の実施、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の普及啓発、後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カードの作成や後発医薬品を利用した場合の自己負担軽減額の通知などの対策を実施するために必要な経費を計上されたいこと。

#### （4）積立金

##### ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「施行令」という。）第 19 条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

##### イ 給付費等支払準備金

平成 29 年度決算において剰余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第 20 条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保

保組合にあつては、不足額を剰余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の算定については、定率補助見直しにより補助率が引き下がることに伴い規定額が増加するため、平成30年度末に算定し、翌年度末まで積み立てておく規定額を以下の通りとしたので、必要な経費を計上されたいこと。

① 特別積立金

療養給付費等から療養給付費等に係る定率補助及び組合普通調整補助金を控除した額の2/12及び後期高齢者支援金等から後期高齢者支援金等に係る定率補助及び組合普通調整補助金を控除した額の1/12の合計額

② 給付費等支払準備金

療養給付費等から療養給付費等に係る定率補助及び組合普通調整補助金を控除した額の過去3年平均の1/12

(5) 社会保障・税番号制度に係る経費

ア データ標準レイアウト改版（平成31年6月及び平成32年6月）に必要な経費

第2の1の(2)ア(エ)②及び第2の1の(2)キ(ア)のとおり、平成31年6月及び平成32年6月のデータ標準レイアウト改版に向けた既存システムの改修が見込まれることから、システム改修経費を計上されたいこと。なお、システム改修に必要な仕様書は別途お示しする予定。

イ オンライン資格確認の実施に必要な経費（システム改修経費）

第2の1の(2)キ(イ)のとおり、国保組合におけるシステムの改修が見

組合にあつては、不足額を剰余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の算定については、定率補助見直しにより補助率が引き下がることに伴い、規定額が増加するため、施行令第19条及び第20条における規定額を引き下げる改正を平成28年に行い、平成29年度末に算定し、翌年度末まで積み立てておく規定額を以下の通りとしたので、必要な経費を計上されたいこと。

① 給付費等支払準備金

療養給付費等から療養給付費等に係る定率補助及び組合普通調整補助金を控除した額の過去3年平均の1/12

② 特別積立金

療養給付費等から療養給付費等に係る定率補助及び組合普通調整補助金を控除した額の2/12及び支援金等から支援金等に係る定率補助及び組合普通調整補助金を控除した額の1/12

(5) 社会保障・税番号制度導入に係る経費

ア オンライン資格確認の実施に必要な経費（システム改修経費）

オンライン資格確認の実施に向けて、平成30年度に既存システムの改修を行っていただく予定としていること。システム改修に必要な仕様書は平成30年度にお示しする予定。

イ 平成30年7月からの地方税情報等の情報連携に向けた既存システムの改

修を行っていただく予定としていること。システム改修に必要な仕様書は別

生まれ、国の予算の範囲内において財政支援を予定していることから、システム改修経費を計上されたいこと。なお、具体的な改修内容は別途お示しする予定。

ウ 医療保険者等向け中間サーバーに係る経費

- ① 国保組合と医療保険者等向け中間サーバーとの間の回線の運用・保守費用

国保組合と医療保険者等向け中間サーバーとの間に敷設した回線の運用・保守費用を計上されたいこと。

- ② 医療保険者等向け中間サーバーの必要経費（ランニングコスト）

平成 31 年 4 月以降の医療保険者等向け中間サーバの必要経費（ランニングコスト）を計上されたいこと。なお、各国保組合の被保険者一人あたり以下となる見込みであるが、詳細は別途お示しする予定。

平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月 2.96 円

- ③ 機関別符号の取得経費

平成 29 年 7 月以降、新規に資格取得し、新たに医療保険者等向け中間サーバーに加入者情報を登録する場合は、機関別符号の払い出しに被保険者 ごと に 10 円の費用が必要であるため、その費用 (31 年度分) を計上されたいこと。

エ 住基ネットからの個人番号の取得等に係る経費

平成 29 年 4 月以降、住基ネットから個人番号を取得する場合や住基ネットを利用して同一住所の 居住者 の確認等を行う場合は、1 件 10 円の費用が必要であるため、その費用 (31 年度分) を計上されたいこと。

途お示しする予定。

ウ 医療保険者等向け中間サーバーに係る経費

- ① 国保組合と医療保険者等向け中間サーバーとの間の回線の運用・保守費用

国保組合と医療保険者等向け中間サーバーとの間に敷設した回線の運用・保守費用を計上されたいこと。

- ② 医療保険者等向け中間サーバーの必要経費（ランニングコスト）

平成 30 年 4 月以降の医療保険者等向け中間サーバの必要経費（ランニングコスト）を計上されたいこと。負担額は、各国保組合の被保険者一人あたり以下となる見込みであるが、詳細は別途お示しする予定。

平成 30 年 4 月～6 月 6.27 円

平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月 6.04 円

- ③ 機関別符号の取得経費

平成 29 年 7 月以降、新規に資格取得し、新たに医療保険者等向け中間サーバーに加入者情報を登録する場合は、機関別符号の払い出しに被保険者毎に 10 円の費用が必要であるため、その費用を計上されたいこと。

エ 住基ネットからの個人番号の取得等に係る経費

平成 29 年 4 月以降、住基ネットから個人番号を取得する場合や住基ネットを利用して同一住所の 住民 の確認等を行う場合は、1 件 10 円の費用が必要であるため、その費用 (30 年度分) を計上されたいこと。

(削除)

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

(6) 高額療養費制度の見直しに伴うシステム改修

平成 29 年 8 月から平成 30 年 8 月にかけて、2 段階に分けて、70 歳以上の被保険者に係る高額療養費制度の限度額を見直すため、高額療養費支給額の計算等の適切な執行に必要なシステムの改修に係る経費を計上されたいこと

—

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

(別紙)

平成 31 年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

**第 1 表及び第 2 表**により、最近の動向を十分に勘案して、平成 31 年度を推計すること。

2 診療費（調剤レセプトに係る薬剤支給を除く。）

**第 1 表及び第 2 表**により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。なお被保険者一人当たり額〈第 1 表及び第 2 表②欄〉に、平成 27 年度における高額な薬剤等による著しい影響が認められる場合には、過去の実績を勘案し、適切な額を計上されたいこと。

3 第 3 表により、補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金を算出すること。

(1) 診療費総額〈**第 1 表**及び**第 2 表**②欄〉

**第 1 表**及び**第 2 表**により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額〈**第 3 表**②欄〉

過去 2 ヶ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第 5 位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。薬剤支給割合算出基礎に、平成 27 年度における高額な薬剤による

(別紙)

平成 30 年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

**第 1 表及び第 2 表**により、最近の動向を十分に勘案して、平成 30 年度を推計すること。

2 診療費（調剤レセプトに係る薬剤支給を除く。）

**第 1 表及び第 2 表**により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。なお被保険者一人当たり額〈第 1 表及び第 2 表②欄〉に、平成 27 年度における高額な薬剤等による著しい影響が認められる場合には、過去の実績を勘案し、適切な額を計上されたいこと。

3 第 3 表により、補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金を算出すること。

(1) 診療費総額〈**第 1 表**及び**第 2 表**②欄〉

**第 1 表**及び**第 2 表**により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額〈**第 3 表**②欄〉

過去 2 ヶ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第 5 位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。薬剤支給割合算出基礎に、平成 27 年度における高額な薬剤による

よる著しい影響が認められる場合には、平成 26 年度、平成 25 年度の実績に基づく割合を用いる等により、適切な支給割合を算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額〈第 3 表③欄〉

(1)と(2)の額との合計額であること。

(4) 公費負担額〈第 3 表④欄〉

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(5) 療養の給付費〈第 3 表⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費〈第 3 表⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第 2 に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

(7) 療養費〈第 3 表⑦欄〉

(2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。

また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額〈第 3 表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合(高額療養費給付率を

著しい影響が認められる場合には、平成 26 年度、平成 25 年度の実績に基づく割合を用いる等により、適切な支給割合を算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額〈第 3 表③欄〉

(1)と(2)の額との合計額であること。

(4) 公費負担額〈第 3 表④欄〉

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(5) 療養の給付費〈第 3 表⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費〈第 3 表⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第 2 に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

(7) 療養費〈第 3 表⑦欄〉

(2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。

また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額〈第 3 表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合(高額療養費給付率を

含む。) を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額 **〈第3表⑨欄〉**

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第7表**（後期高齢者支援金等）**及び第8表**（病床転換支援金等）により算出された額の合計であること。

ただし、この関係係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成 31年3月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

IV 前期高齢者納付金等の算出方法

前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第9表**により算出された額であること。

ただし、この関係係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成 31年3月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

含む。) を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額 **〈第3表⑨欄〉**

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第7表**（後期高齢者支援金等）**及び第8表**（病床転換支援金等）により算出された額の合計であること。

ただし、この関係係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成 30年3月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

IV 前期高齢者納付金等の算出方法

前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第9表**により算出された額であること。

ただし、この関係係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成 30年3月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

V 前期高齢者交付金の算定方法

前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第10表**により算出された額であること。

ただし、この関係係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成31年3月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

VI 療養給付費負担（補助）金等

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

$$\{ (A - a1) \times 13.0/100 \} + \{ (B - C) \times 16.8 \sim 32/100 \}^{*1}$$

$$A = \text{第3表⑧} \\ \times \frac{\text{31年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{31年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{第3表⑧} - A$$

$$C = \text{前期高齢者交付金}^{*2} - \left[ \text{前期高齢者交付金}^{*2} \right. \\ \left. \times \frac{\text{31年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{31年度平均被保険者数（見込み）}} \right]$$

$$a1 = \text{前期高齢者交付金}^{*2} \\ \times \frac{\text{31年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{31年度平均被保険者数（見込み）}} \\ \times \text{給付費割合（}\gamma\text{）}$$

V 前期高齢者交付金の算定方法

前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第10表**により算出された額であること。

ただし、この関係係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成30年3月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

VI 療養給付費負担（補助）金等

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

$$\{ (A - a1) \times 13.0/100 \} + \{ (B - C) \times 20.6 \sim 32/100 \}^{*1}$$

$$A = \text{第3表⑧} \\ \times \frac{\text{30年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{30年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{第3表⑧} - A$$

$$C = \text{前期高齢者交付金}^{*2} - \left[ \text{前期高齢者交付金}^{*2} \right. \\ \left. \times \frac{\text{30年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{30年度平均被保険者数（見込み）}} \right]$$

$$a1 = \text{前期高齢者交付金}^{*2} \\ \times \frac{\text{30年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{30年度平均被保険者数（見込み）}} \\ \times \text{給付費割合（}\gamma\text{）}$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{第10表 I-2}}{\text{第10表 I-2}} \div$$

$$\left( \begin{array}{c} \text{第10表 I-2} \\ \text{31年度当該保険者調整対象} \\ \text{給付費見込み額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{第10表 I-3} \\ \text{31年度当該保険者前期高} \\ \text{齢者に係る後期高齢者支援} \\ \text{金の概算額} \end{array} \right)$$

※1：各国保組合の補助率は、市町村民税課税標準額調査結果<sup>(注)</sup>における一人当たり市町村民税課税標準額（上限勘案後）に応じて、第11表のとおりとする。

(注) 平成26年度の調査結果を用いることを基本とするが、平成27年度～29年度に調査を行った場合にはその調査結果を用いる。

※2：前期高齢者交付金は、平成31年度概算前期高齢者交付金と平成29年度精算分（調整金額を含む。）である。

(※1は、以下同様)

(2) 前期高齢者納付金に係る国庫補助金

I + II

I 当年度分

$$(a1 \times 13.0/100) + (a2 \times 0 \sim 16.4/100) \text{ ※1} + (B \times 16.8 \sim 32/100) \text{ ※1}$$

$$A = (\text{31年度概算納付金}) \times \frac{\text{31年度平均組合特定被保険者数 (見込み)}}{\text{31年度平均被保険者数 (見込み)}}$$

$$B = (\text{31年度概算納付金}) - A$$

$$a1 = A \times \text{給付費割合} (\gamma)$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{第10表 I-2}}{\text{第10表 I-2}} \div$$

$$\left( \begin{array}{c} \text{第10表 I-2} \\ \text{当該保険者調整対象給付費} \\ \text{見込み額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{第10表 I-3} \\ \text{30年度当該保険者前期高} \\ \text{齢者に係る後期高齢者支援} \\ \text{金の概算額} \end{array} \right)$$

(VI(4)IIから転記)

(2) 前期高齢者納付金<sub>(納付金)</sub>に係る国庫補助金

I + II

I 当年度分

$$(a1 \times 13.0/100) + (a2 \times 14.4 \sim 16.4/100) + (B \times 20.6 \sim 32/100) \text{ ※1}$$

$$A = (\text{30年度概算納付金}) \times \frac{\text{30年度平均組合特定被保険者数見込み}}{\text{30年度平均被保険者数 (見込み)}}$$

$$B = (\text{30年度概算納付金}) - A$$

$$a1 = A \times \text{給付費割合} (\gamma)$$

$$a2 = A - a1$$

第9表 I-1-B

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{第9表 I-1-B}}{\text{31年度当該保険者調整対象給付費見込み額}} \div$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{第9表 I-1-B} \\ \text{31年度当該保険者調整対象} \\ \text{給付費見込み額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{第9表 I-1-C} \\ \text{31年度当該保険者前期高} \\ \text{齢者に係る後期高齢者支援} \\ \text{金の概算額} \end{array} \right)$$

II 前々年度精算分

$$(a1 \times 13.0/100) + (a2 \times 0 \sim 16.4/100) \text{ ※1} + (B \times 24.4 \sim 32/100) \text{ ※1}$$

$$A = (\text{29年度精算分納付金}) \times \frac{\text{29年度平均組合特定被保険者数}}{\text{29年度平均被保険者数}}$$

$$B = (\text{29年度精算分納付金}) - A$$

$$a1 = A \times \text{給付費割合} (\gamma)$$

$$a2 = A - a1$$

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{29年度当該保険者調整対象給付費}}{\text{29年度当該保険者調整対象給付費} + \text{29年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の精算額}} \div$$

$$\left( \text{29年度当該保険者調整対象給付費} + \text{29年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の精算額} \right)$$

(削除)

$$a2 = A - a1$$

第9表 I-1-B

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{第9表 I-1-B}}{\text{当該保険者調整対象給付費見込み額}} \div$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{第9表 I-1-B} \\ \text{当該保険者調整対象給付費} \\ \text{見込み額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{第9表 I-1-C} \\ \text{30年度当該保険者前期高} \\ \text{齢者に係る後期高齢者支援} \\ \text{金の概算額} \end{array} \right)$$

II 前々年度精算分

$$(a1 \times 13.0/100) + (a2 \times 15.7/100) + (B \times 28.2 \sim 32/100)$$

$$A = (\text{28年度精算分納付金}) \times \frac{\text{28年度平均組合特定被保険者数}}{\text{28年度平均被保険者数}}$$

$$B = (\text{28年度精算分納付金}) - A$$

$$a1 = A \times \text{給付費割合} (\gamma)$$

$$a2 = A - a1$$

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費}}{\text{当該保険者調整対象給付費} + \text{28年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の精算額}} \div$$

$$\left( \text{当該保険者調整対象給付費} + \text{28年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の精算額} \right)$$

(3-1) 後期高齢者支援金 (加入者割部分) に係る国庫補助金

(※ 支援金 = 後期高齢者支援金)

前々年度精算分

$$\{ (A - a2) \times 15.7 \sim 16.4 / 100 \} + (B \times 28.2 \sim 32 / 100)$$

$$A = \frac{28 \text{ 年度精算分支援金} \times 1/3 \times \frac{28 \text{ 年度平均組合特定被保険者数}}{28 \text{ 年度平均被保険者数}}}{1}$$

$$B = \frac{28 \text{ 年度精算分支援金} \times 1/3}{1} - A$$

$$a2 = \frac{28 \text{ 年度精算分前期高齢者交付金} \times 1/3}{1}$$

$$\times \frac{28 \text{ 年度平均組合特定被保険者数}}{28 \text{ 年度平均被保険者数}}$$

$$\times (1 - \gamma)$$

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費見込み額}}{\text{}} \div$$

$$\left( \frac{\text{当該保険者調整対象給付費} + \text{28年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の精算額}}{\text{}} \right)$$

(3) 後期高齢者支援金に係る国庫補助金

(※ 支援金 = 後期高齢者支援金)

I + II

I 当年度分

$$\{ (A - a2) \times 0.0 \sim 16.4^{※1} / 100 \}^{※1} + (B \times 16.8 \sim 32^{※1} / 100)^{※1}$$

※ 全国土木建築国保組合については、0/100 とする。

$$A = \frac{31 \text{ 年度概算支援金} \times \frac{31 \text{ 年度平均組合特定被保険者数 (見込み)}}{31 \text{ 年度平均被保険者数 (見込み)}}}{1}$$

(3-2) 後期高齢者支援金 (総報酬部分) に係る国庫補助金

(※ 支援金 = 後期高齢者支援金)

I + II

I 当年度分

$$\{ (A - a2) \times 0.0 \sim 16.4^{※1} / 100 \} + (B \times 20.6 \sim 32^{※1} / 100)^{※1}$$

※ 全国土木建築国保組合については、0/100 とする。

$$A = \frac{30 \text{ 年度概算支援金} \times \frac{30 \text{ 年度平均組合特定被保険者数 (見込み)}}{30 \text{ 年度平均被保険者数 (見込み)}}}{1}$$

$$B = \text{31年度概算支援金} - A$$

a2 = 31年度概算前期高齢者交付金

$$\begin{aligned} &\times \frac{\text{31年度平均組合特定被保険者数 (見込み)}}{\text{31年度平均被保険者数 (見込み)}} \\ &\times (1 - \gamma) \end{aligned}$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{31年度当該保険者調整対象給付費見込み額}}{\text{第10表 I-2}} \div$$

$$\left( \frac{\text{第10表 I-2}}{\text{31年度当該保険者調整対象給付費見込み額}} + \frac{\text{第10表 I-3}}{\text{31年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額}} \right)$$

II 前々年度精算分

$$\{ (A - a2) \times 0 \sim 16.4^{**}/100 \}^{*1} + (B \times 24.4 \sim 32^{**}/100)^{*1}$$

※ 全国土木建築国保組合については、0/100 とする。

$$A = \text{29年度精算分支援金} \times \frac{\text{29年度平均組合特定被保険者数}}{\text{29年度平均被保険者数}}$$

$$B = \text{29年度精算分支援金} - A$$

a2 = 29年度精算分前期高齢者交付金

$$\begin{aligned} &\times \frac{\text{29年度平均組合特定被保険者数}}{\text{29年度平均被保険者数}} \\ &\times (1 - \gamma) \end{aligned}$$

$$B = \text{30年度概算支援金} - A$$

a2 = 30年度概算前期高齢者交付金

$$\begin{aligned} &\times \frac{\text{30年度平均組合特定被保険者数 (見込み)}}{\text{30年度平均被保険者数 (見込み)}} \\ &\times (1 - \gamma) \end{aligned}$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費見込み額}}{\text{第10表 I-2}} \div$$

$$\left( \frac{\text{第10表 I-2}}{\text{当該保険者調整対象給付費見込み額}} + \frac{\text{第10表 I-3}}{\text{30年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額}} \right)$$

II 前々年度精算分

$$\{ (A - a2) \times 0 \sim 16.4^{**}/100 \} + (B \times 28.2 \sim 32^{**}/100)$$

※ 全国土木建築国保組合については、0/100 とする。

$$A = \text{28年度精算分支援金} \times \frac{2}{3} \times \frac{\text{28年度平均組合特定被保険者数}}{\text{28年度平均被保険者数}}$$

$$B = \text{28年度精算分支援金} \times \frac{2}{3} - A$$

a2 = 28年度精算分前期高齢者交付金 × 2/3

$$\begin{aligned} &\times \frac{\text{28年度平均組合特定被保険者数}}{\text{28年度平均被保険者数}} \\ &\times (1 - \gamma) \end{aligned}$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{29年度当該保険者調整対象給付費}}{\text{29年度当該保険者調整対象給付費} + \text{29年度当該保険者前期高齢者に係} \\ \text{る後期高齢者支援金の精算額}} \end{array} \right] \left[ \begin{array}{l} \text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費}}{\text{当該保険者調整対象給付費} + \text{28年度当該保険者前期高齢者に係} \\ \text{る後期高齢者支援金の精算額}} \end{array} \right]$$

(4) 介護納付金に係る国庫補助金

$$I(1) + I(2) + II(1) + II(2)$$

I(1) 当年度分 (加入者割部分)

$$(A \times \frac{13.7 \sim 16.4}{100})^{*1} + (B \times \frac{16.8 \sim 32}{100})^{*1}$$

$$A = \frac{\text{31年度概算介護納付金} \times \frac{1}{4} \times \left[ \begin{array}{l} \text{31年度平均組合特定被保険者である} \\ \text{介護保険第2号被保険者数 (見込み)} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{31年度 (3月～2月) における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

$$B = \text{31年度概算介護納付金} \times \frac{1}{4} - A$$

I(2) 当年度分 (総報酬割部分)

$$(A \times \frac{0.0 \sim 16.4}{100})^{*1} + (B \times \frac{16.8 \sim 32}{100})^{*1}$$

$$A = \frac{\text{31年度概算介護納付金} \times \frac{3}{4} \times \left[ \begin{array}{l} \text{31年度平均組合特定被保険者である} \\ \text{介護保険第2号被保険者数 (見込み)} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{31年度 (3月～2月) における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

$$B = \text{31年度概算介護納付金} \times \frac{3}{4} - A$$

※全国土木建築国保組合については、0/100とする。

(4) 介護納付金に係る国庫補助金

$$I(1) + I(2) + II$$

I 当年度分

$$(A \times \frac{14.4 \sim 16.4}{100}) + (B \times \frac{20.6 \sim 32}{100})^{*1}$$

$$A = \frac{\text{30年度概算介護納付金} \times \frac{1}{2} \times \left[ \begin{array}{l} \text{30年度平均組合特定被保険者である} \\ \text{介護保険第2号被保険者数 (見込み)} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{30年度 (3月～2月) における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

$$B = \text{29年度概算介護納付金} \times \frac{1}{2} - A$$

I(2) 当年度分 (総報酬割部分)

$$(A \times \frac{0.0 \sim 16.4}{100}) + (B \times \frac{20.6 \sim 32}{100})^{*1}$$

$$A = \frac{\text{30年度概算介護納付金} \times \frac{1}{2} \times \left[ \begin{array}{l} \text{30年度平均組合特定被保険者である} \\ \text{介護保険第2号被保険者数 (見込み)} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{30年度 (3月～2月) における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right]}$$

$$B = \text{30年度概算介護納付金} \times \frac{1}{2} - A$$

※全国土木建築国保組合については、0/100とする。

II (1) 前々年度精算分 (加入者割部分)

$$(A \times 15.0 \sim 16.4/100) \text{ ※1} + (B \times 24.4 \sim 32/100) \text{ ※1}$$

$$A = \frac{29 \text{ 年度精算分介護納付金} \times \frac{1}{2} \times \frac{4}{12} \times \left( \frac{29 \text{ 年度 (3月～2月) における平均組合}}{\text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数}} \right)}{\left( \frac{29 \text{ 年度 (3月～2月) における平均介護保険}}{\text{第2号被保険者数}} \right)}$$

$$B = 29 \text{ 年度精算分介護納付金} \times \frac{1}{2} \times \frac{4}{12} - A$$

II (2) 前々年度精算分 (総報酬割部分)

$$(A \times 0 \sim 16.4^*/100) \text{ ※1} + (B \times 24.4 \sim 32^*/100) \text{ ※1}$$

$$A = \frac{29 \text{ 年度精算分介護納付金} \times \frac{1}{2} \times \frac{8}{12} \times \left( \frac{29 \text{ 年度 (3月～2月) における平均組合}}{\text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数}} \right)}{\left( \frac{29 \text{ 年度 (3月～2月) における平均介護保険}}{\text{第2号被保険者数}} \right)}$$

$$B = 29 \text{ 年度精算分介護納付金} \times \frac{1}{2} \times \frac{8}{12} - A$$

※全国土木建築国保組合については、0/100 とする。

(VI (1) )へ転記)

II 前々年度精算分

$$(A \times 15.7 \sim 16.4/100) + (B \times 28.2 \sim 32/100)$$

$$A = \frac{28 \text{ 年度精算分介護納付金} \times \left( \frac{28 \text{ 年度 (3月～2月) における平均組合}}{\text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数}} \right)}{\left( \frac{28 \text{ 年度 (3月～2月) における平均介護保険}}{\text{第2号被保険者数}} \right)}$$

$$B = 28 \text{ 年度精算分介護納付金} - A$$

(新規)

※1 : 各国保組合の補助率は、市町村民税課税標準額調査結果<sup>(注)</sup>における一人当たり市町村民税課税標準額 (上限勘案後) に応じて、第 11 表のとおりとする。

(注) 平成 26 年度の調査結果を用いることを基本とするが、平成 27 年度～29 年度に調査を行った場合にはその調査結果を用いる。

※2 : 前期高齢者交付金は、平成 30 年度概算前期高齢者交付金と平成 28

(第1表から第11表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数等は省略)

年度精算分（調整金額を含む。）である。

(第1表から第11表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数等は省略)